

転換期を迎えた中国の社会保障制度

——制度改革についての社会学的分析——

松 戸 庸 子

(名古屋短期大学非常勤講師)

1. 序

1984年現在、中華人民共和国の一人当たりG N Pは310ドルで日本の3%にすぎない(共同通信『世界年鑑1987年』)。しかしながら、社会主義分配システムを通じて10億もの人口の食・職・住の問題を基本的に解決した上で、社会政策の重点がすでに経済水準の一層の向上と、より豊かな生活水準の獲得のための福祉に移行している点で、他の低所得国とは一線を画している。この国の社会保障制度についての認識の基点はこの点に置かれる必要がある。

この国では「第七次五箇年計画(1986~1990)」の中に社会保障制度改革の項目が盛り込まれた。「この期間中に中国特有の社会主義的社会保障制度の雛形を作りあげる」というその中の言辞からも想像できるように、達成目標はきわめて初歩的な段階にある(1)。しかし、国民経済と社会発展についての長期的・基本的な計画たる「五箇年計画」の中に社会保障問題が明記されたのは、1949年の建国以来初めてのことで画期的なできごとなのである。この一点からだけでもこの国の社会保障が一大転機を

迎えたことは推察できよう。

この国には従来、日本語の社会保障に相当する総括概念は無く、中国語で「社会保険」「社会保証」とか呼ばれてきた。日本の社会保障の個別制度に相当するものとしては、被傭者に適用される「労働保険(年金保険と医療保険と労働災害補償を柱とする)」、非被傭者に適用される「合作医療」と呼ばれる互助的医療制度、公的扶助や社会福祉が制度化されていた。しかし、社会主義と共に発展途上という一面も持つこの国では、現行の社会保障は範囲が狭く水準もアンバランスで、適用対象者の範囲が狭く——たとえば8億農民は無年金——、個々の制度を管轄する行政官庁が入り乱れるなど、さまざまな問題を抱えている。

「社会保障」という概念は、しかし、ポスト文革の時代(2)を象徴する国是「四つの現代化(農業、工業、国防、科学技術の近代化)」実現に向けて経済改革が高度化し、社会保障全般へのニーズが高まって現行制度の矛盾が表面化してその抜本的な見直しがなされる過程で、初めて中国語としても使われるようになった。そして、社会保障項目が「第七次五箇年計画」に盛り込まれ

ることで、ついに中国語としても正式に市民権を獲得したわけである(3)。この新概念の創出は、同時に、研究者や政策立案者の研究視座や社会保障問題のカヴァレッジを拡大する契機でもあろう。とにかく、こうした経緯を経て、社会保障はそれ自体で今日的な重要テーマとして認識され近年急に脚光を浴び始めた。彼らの今日的テーマを端的に表現すれば“生産と福祉のバランスある向上”と言えるかも知れない。

本稿は、現行の社会保障の個別制度の実状や問題点について網羅的な解説を加えるものではない。抜本的な改革が始まったばかりの流動的な現時点にあっては、旧来の社会保障制度の問題点、改革の論点や方向性を社会変動の視点から分析することが先決であると考えられる。以下、筆者が1987年の春と夏2度の訪中で入手した最新の情報なども盛り込みながら、専門の社会学の方面を中心に渉猟した資料をもとに、今なぜ社会保障制度改革が叫ばれるのか？次に、都市経済体制改革に伴う労働保険制度改革、人口問題・家族政策と社会保障改革の方向、最後に社会保障セクターとしての家族について論じていきたい。

2. 今、なぜ社会保障制度改革が叫ばれるのか？

中国で公刊されている統計類でいう社会保障給付には、労働保険、社会福祉、「社会救済」とよばれる公的扶助と「優撫（優遇、撫恤）」と呼ばれる軍人関係保障費用が含まれる。各費用の対「国民収入」比は

1983年でそれぞれ、3.2%、1.3%、0.4%、0.1%である(4)。

労働保険は、1951年に公布されて後、個別の修正と補充を経たのみで現在まで基本的には不変の「労働保険条例」が規定するもので、医療給付、労働力喪失に対する給付（年金、労災、出産手当など）、保養所などの集団労働保険事業を内容とする。社会福祉には、役所・企業などの福利厚生および農村の集団組織の福祉、また都市の「社会福利院（養老院）」、孤児院、精神病患者更生施設や身障者授産所などの事業を含む。農村部の「合作医療」と呼ばれる互助的医療制度や「敬老院（老人を中心に独立した生活能力のない者が収容される）」の経費は「公益費」に計上されてここから支給される。また「社会救済」とは、身寄りのない低所得の老人、孤児、障害者、生活保護世帯や被災者への援助である。「優遇・撫恤」とは傷痍軍人への生活保障、戦死者遺族補償、軍人家族優遇措置を内容とする(5)。

現行の社会保障制度のもとでは、適用者のタイプ別に大きな格差がある。その質と量を決定するものとして、職場単位と居住地という2つの軸を想定できる。

職場単位軸は保障の程度に基づいて3タイプに分けられる。第1類は労働保険の適用を受ける正規の国営企業職員・労働者と各種公務員である。第2類は第1類に準じた労働保険が適用される集団所有企業、第3類は個人経営者と人口の8割を占める農民層である。第1類は、「労働保険条例」という統一基準に基づいて生老病死のライ

論文

フサイクルの各段階で手厚く保護され、また充実した福利厚生之恩恵に浴することができる。それに比べて、第3類は集団の緩い保障と家族による私的保障を基本とし、第2類は企業財政が許す範囲内で労働保険水準を第1類のそれに近付けようとし、前二者の間にある。特に2類と3類は統一基準がなく、個々の所属集団の財政事情により、社会保障内容のバラツキの程度が大きい。

いま一つの軸は都市と農村という軸である。大都市—中小都市—城鎮（地方都市・町）—農村という序列がつけられる経済水準や社会的便益の格差が、そのまま社会保障水準をも反映しているとみてよい。しかも、「交換価値を有し、一種の身分を付与している」と中国人自身が指摘する独自の戸籍制度(6)により、下から上への地域移動・社会的上昇の道は極めて狭く、出生地という属性原理（ascription）により固定されているところにこの国の特質がある。

この2本の軸からできる4つの象限のどこに位置するかで社会保障の質と量はほぼ決定され、個々の集団の財政力が誤差を生み出す。

都市の被傭者に適用される保障の水準が高いのに比べて農民のそれは極めて低く、緩い集団保障と家族による私的保障を旨としている。特に人民公社時代、集団保障は基本採算単位であった生産隊——20～30世帯から構成される——に依存していたため、地域的な生産力の大きな格差が農民の低水準の保障にも反映していた(7)。旧来の制度は適用範囲が狭く給付水準にも大きな問題

をかかえており、今日その個別改革というより、ちょうど日本の社会保障制度史上の50年代同様に、むしろ大局的視点にたつ社会保障制度確立論が正に始まったとみた方が適切かもしれない。

かくして、中国の社会保障は序で触れたように転機を迎えその抜本的な改革が叫ばれているのであるが、筆者の見解ではそれが重要な緊急課題として浮上してきた要因は次の4点である。

第1点は、特に「退休金」と呼ばれる被傭者年金保険(8)の財政問題の先鋭化である。

「文化大革命」に公式に終止符をうち、中国現代史が転換期を迎える契機となった三中全会（中国共産党第11期中央委員会第3回全体会議）が開催された1978年という年は、ちょうど建国30年目にあたる。これは社会保障制度の面でも歴史的な必然性を持つ数値である。すなわち30年というのは、建国後の経済再建の中で漸次雇用された当時の青年労働者が陸続と定年退職年齢に達するのに要するスパンなのである。ちなみに、年金受給資格のある定年退職者数及びそれが現役職員・労働者に占める比率は、1978年の314万人・3.3%から、1983年には1292万人・11.2%へと絶対数と比率共に年々上昇しているのである(9)。高齢化が迫り、老人の死亡率が低下する今日、全社会保障費の40%近くを占める被傭者年金財政の悪化は放置できない段階にすでに達している。特に、“企業年金”方式を改めるための管理の統一化が試験的になされ、給付水準の適性化や被保険者の自己負担についての論議も始まろうとしている。

第2点は、1984年以降、「経済体制改革」が強力に推進されるなか社会保障へのニーズがたかまっている。改革の望ましい経済・社会環境形成のためにも社会保障の充実は必至であるとの認識が定着した点である(10)。

経済体制改革の過程で、都市の無年金者である「个体戸」と呼ばれる個人経営の商工業者や外資企業・合弁企業従業員が急増し、また解雇や期限付きの雇用を認めた雇用制度改革や企業破産制度の導入により、資本主義システム下と同質の“失業者”を生み出す構造が生まれた。この新しい労働者カテゴリーの創出によって、失業保険の制度化や無年金者の早期救済が、経済体制改革促進と社会の安定のためにも必要となっているのである。

また、計画経済に市場経済原理の導入を決めた画期的な経済体制改革の柱の一つは企業自主権の拡大である。その具体的方策である独立採算や損益自己負担システムが定着するにつれて、“企業年金”方式に立つ年金制度は特に操業年数の長いところを中心に企業の死活問題として必然的に浮上してきた。抜本的な改革を必至としていた年金制度にとり、経済体制改革はそれを実行に移す決定的な契機となったと言えよう。

第3は、「計画生育」と呼ばれる国家的な人口政策の下で、「一人っ子政策」が特に1981年以降強力に推し進められ、年金制度の確立がその成功の必要条件として焦眉の的となっている点である。

産児制限徹底のために老後の経済保障の制度的な解決が不可欠であるという点についての認識は、特に農村部での「一人っ子

政策」の推進開始と共に極めて早い時期から得られていた。しかし、「計画生育」が憲法、婚姻法（事実上の家族法）にも成文化された最優先課題である以上、子供数激減は必至であり、それがひるがえって「養児防老（子供を育てて老後の保障とする）」構造——革命後30年を経ても尚も基本的には変わらない——を解体して、さらに老人扶養を社会問題化させるのである。

今日、特に農村部で養老年金制度の設立が声高に提唱されている。その樹立根拠の一つとして、憲法に規定された生活の保障条項（憲法第45条）がしばしば言及されている。しかしながら、「一人っ子政策」達成の手段としての「養老年金制度」導入論の方がむしろ実現化促進への強い原動力になっている、というのがより真実に近いであろう。

第4は、高齢化の進行と、付随する老人問題や老人対策一般への必要性への認識、ことに社会保障費全般の不可逆的な膨脹に対する危機感の広まりである。

人口の高齢化が工業発展につれてこの国でも現に進行しており、「一人っ子政策」を中核とした産児制限運動が拍車をかける。人為的に加速された人口高齢化の必然的な帰結としての全社会的な問題状況が21世紀初頭から深刻化することは、当の中国自身が明確に認識している。老齢問題の組織的・系統的な研究と諮問の中核的な存在で、全国的な組織を持つ『老齢問題委員会』が1983年4月に正式に発足したが、このことはこうした情勢を象徴している。

高齢化問題については、人口学・経済学・

社会学・福祉学・心理学・医学などの専門家によって幅の広い研究がなされ始めている。殊に社会保障費の中心を占める年金や医療費の膨脹問題、及び老人福祉の向上などが政治的・経済的・社会的な緊急案件として政策レベルにも登場してきている。低い生産力と経済力を根拠として、「国家・社会・家族の三結合」を核とした中国独自の老年保障システムの確立が模索され始めた。

これらの4点は、たとえば、産児制限が人口高齢化を促進し、高齢化は年金・医療を中心とする社会保障財政の悪化をきたし、経済体制改革が経済の一層の効率化を目指す以上、財政悪化の一因としての社会保障問題にメスを入れざるを得ない、といった具合に確かに相互に関連を持つものである。しかしながら、たとえそれ一つのみで他の3要因が不在であっても、個々の要因そのものに内在する問題状況は深刻で、旧来の社会保障制度の抜本的改正を促す強力な誘因になりうるという意味で、相対的に独立した要因でもある。主に、こうした4つの要因が重疊し、相乗された80年代が、新中国にとって社会保障制度史上の画期であり、抜本的な改革の時代の幕開けとなったというのは当然の帰結ではあるまいか。

3. 経済体制改革と労働保険制度

文化大革命後の中国では、新しい時代のテーマ「4つの現代化」のもとでラディカルな経済改革が推進されている。「対内経済活性化・対外開放」促進にむけて、「経

済体制改革」が1984年秋に導入されたが、新しい経済モデルの採用によって社会保障はいかなる変容を迫られるのだろうか？特に、労働保険制度に焦点を当てて考察してみたい。

周知のように、70年代末に始まった経済改革は、経営管理、労働、金融、財政改革などのミクロ・マクロ手段を駆使して全面的に進められている。その過程で農村部では生産請負制が導入され、都市部では企業的大幅な自主権拡大が進められてきた。経済改革の初期には、政策担当者の誰もが予想だにしなかった猛スピードで家族経営が復活した農村部——結果的には、中国社会主義農業のシンボルであった「政社合一」の人民公社の解体までも招来した——での改革の方が、主に工業面での経済調整に重点を置かざるを得なかった都市部をリードすることになった。

しかし1984年になって、従来の関係規定をさらに前進させるべく、「拡権10条」「企業長責任制」「政企分離」「完全納税制」などが相次いで打ち出され、都市部の本格的な経済改革に拍車がかけられた。こうした個別の改革を打ち出して後、1984年10月に「中共中央の経済体制改革に関する決定」が出されたのである。それは、先行する個別の制度改革とその後に継続される改革の理論根拠としての新政治経済学の提起でもあった。すなわち、「指導性計画」と名付けられた、市場調節メカニズムを注入した新しい計画経済モデルの導入だったのである(11)。

中国の目指す新しい経済社会システムの

イメージが、こうした一連の経済改革を通して徐々に鮮明となってきている。ひとこと言えば、政治イデオロギー優先型社会から効率追及の生産優先型社会への転換であり、「経済対内活性化・対外開放」スローガンのもとで、西側の一部に「中国は社会主義を離脱するのか？」という疑問すら抱かせるような、根本的な経済改革が進められているのである。

こうした情勢を背景として、労働制度改革——旧来の政治経済学理論からはイデオロギー上とうてい許容できないような改革——も進められている。つまり、生産優先型社会への脱皮を促進するために、1986年には労働制度の面で画期的な5つの関係規定が公布ないしは採択されたのである。7月12日に「国営企業労働者雇用暫定規定」、
「国営企業労働契約制実施暫定規定」、
「国営企業規律違反労働者解雇暫定規定」と「国営企業労働者待業保険暫定規定」が国務院から公布され、新規雇用の国営企業労働者に対して同年10月1日から実施されている。また、当面の労働制度改革を締めくくる「中華人民共和国企業破産法」も、同年12月2日になり（試行）という条件付きで、第6期全国人民代表大会常務委員会第18回会議で採択されたのである。当初は前4規定とワン・セットで出されるはずであった「破産法」が遅れたのは、指導者間のコンセンサスがなかなか得られず積極論と慎重論の調整に手間取ったからであるらしい(12)。

この一連の労働制度改革が、企業の自主権を拡大し、企業活性化の原動力としての

労働者の積極性の動員を発揚しようという「中共中央の経済体制改革に関する決定」の主旨に沿うものであることは間違いない。雇用についての3つの規定が労働者の積極性を動員するための正負両面のインセンティブであるとすれば、「企業破産」は企業にとっての負のインセンティブである。

従来、社会主義中国の企業の体質と化した低水準の労働意欲や労働効率の原因を、中国人自身が自嘲的に「大鍋飯（大釜の飯）」「鉄飯碗（鉄製の壊れない茶碗）」と呼んできた。前者は、報酬に関して労働の質を問わない悪平等という分配制度上の欠陥を意味するものである。他方、後者は食いはぐれのない雇用制度上の終身雇用を意味したもので、中国国旗の模様の特徴から、日本の研究者の間でしばしば“親方五星紅旗”ともじられる言葉である。確かに、これらの致命的な欠陥が生産・経済部門で生み出す弊害の大きさには、中国人自身が早くから気付いてはいた。しかし、それらが頑強な政治経済学に裏打ちされた国民経済システムに由来する構造的な欠陥であるために、企業の現場レベルにそれ自体を改善する力は無く、それに対抗して労働の質を向上させるためには“社会主義思想の鼓舞”という形而上学的方法のほかには効果的な解決のすべは無かったのである。

70年代末以降の、先行した経済改革の過程ですでに導入されてきた浮動賃金制や奨励金の支給が、分配制度の改善を目指したものであり、負のインセンティブをねらって今回打ち出された「労働契約制実施暫定規定」と「規律違反者解雇暫定規定」とは

雇用制度レベルの改革という意味を持つ。また従来の、従業員採用面での国家による<統一分配>を廃して、企業と労働者の両者に雇用面での大幅な自主権を認める「雇用暫定規定」は、生産面での両者の積極性の向上をねらったものである。即ち、企業には公募の制度による優秀な労働者の獲得と試用期間制度により不適確な労働者の排除を雇用面で認め、また、労働者には自己の希望に沿った職場の選択の道が開かれたわけである。

しかし、「破産法」に体现される競争原理が先鋭化し、効率中心の生産優先型社会の経済システムに大きく貢献する新労働制度は、同時に、契約満期・契約解除・解雇を原因とした、いわば競争の敗者としての失業者を排出するという矛盾を抱えている。こうした失業者は、「指令性計画」と呼ばれる従来の純粋な計画経済システム下での、国家からの雇用機会の割り当てを待つ者としての「待業者」——機能的には同じでも構造的には異なるという理由からこの中国語が捻出された——とは本質的に異なり、市場経済システム下の雇用調節のメカニズムを通して析出されるのである。この点にこそ、新しい労働者カテゴリー救済の理論的な根拠が存在し、「待業保険暫定規定」という新たな規定ができたわけである。この規定ではなおも「待業」という中国語が使用されるが、おそらく「指導性計画経済」という経済モデルを意識してのことであろうが、社会保障関係の論文の一部では、中国語の「失業」概念が躊躇無く使用され始めている。

従来「労働保険」でカバーされる領域は、年金、医療、労働災害への補償、葬儀費用の補助及び遺族への救済のみであった。理論上失業者の存在しない社会システムの中では、実質的な失業者に対する労働保険という形での救済の道は完全に閉ざされていた。三中全会以降、特に若年の失業者救済のために個人経営を認め小規模の集団企業振興が奨励されてきたが、新しいタイプの失業の創出に伴い初めて失業保険制度が成立したのである。

こうした経緯を経て失業保険が新しく制度化された一方で、30数年を経た「労働保険」のうち財政上の理由から改革が迫られている領域がある。費用負担の重い年金保険と、医療保険である。

特に深刻なのは年金である。費用の増加率が異様に大幅で、費用の指数をみれば、財政への脅威は一目瞭然である。1978年を100とした場合1983年の指数は、葬儀・遺族救済費169.2、医療衛生費184.5、年金504.6である(13)。今後も傾向が持続するであろうこうした年金費増加には、経済改革の一貫としての価格制度と給与制度改革に伴う5年間の物価上昇も関与しているが、何といても定年退職労働者の累積人数の増加が第一の要因である。年金総額の異常な膨脹は、国庫負担——拠出金制をとらず、営業外支出として計上される——を確かに増大させはするが、年金の管理・支給が各企業単位になされ、事実上の“企業年金”であったために、一部の老企業の上納利潤の減少あるいは赤字として問題化するのみであった。それでもイデオロギーが経済的

合理性の上位に置かれていた時代には、営業成績の悪い企業には国家からの財政援助があり年金財政悪化が表面化せず、年金制度そのものの本質的な問題性——保険金負担主体、給付額の適性化——を認識する理論枠も欠如していたのである。

年金制度の問題が指摘されその改正が議論されるようになった契機は、納税制度が全面的に導入され、企業自主権拡大の高度化につれて、損益自己負担の原理が実働を始めるに至って、特に操業以来の年数の長い企業の収支に直接圧迫を与え始めたことである。特に上海などの老企業では現役労働者に対する退職労働者の比率の上昇が顕著である。例えば上海の紡績系では現役45万人、退職者23万人で年金支給総額は現役給与総額の34.5%に達するという(14)。退職労働者の増加、高齢化はこうした事態を蔓延させていくのである。そして、経済体制改革の中で競争に参入する各企業の条件の均一化に向けて、老若企業の年金負担の格差を縮めるために年金の統一化を試行中であり、中国人は「企業保険」から「社会保険」への転換と呼んでいる（最新情報は『北京週報』87年9月22日号参照のこと）。

また年金問題については制度の適用範囲の狭さが指摘され、経済改革の中で増加する集団企業、外国との合弁企業、外資企業の従業員や個人経営者「個体」に適用される年金制度の試みがなされている。また、そうした経験をふまえて、公務員の年金の個人負担や受給率の適性化も議論の対象になり始めている(15)。

また、労働保険費の中に占める比率が年

金に次ぐ医療費の問題性も指摘され始めている。特に被保険者は現役中も退職後も無料が適用されるため、特に高齢化の速い都市部で老人医療費の膨脹の問題が指摘され、退職者の医療半額負担などが提起されている。また、医療費の公費負担の浪費構造が指摘され、医療技術進化、高齢化による医療保険負担の増加のなかで早晚抜本的な改正の対象となることは間違いない(16)。

とにかく、経済改革が高度化し、効率重視の生産優先型の経済運営を第一目標に置いたことが、こうした労働保険改正に着手させた直接的な要因といえよう。しかし、中国人研究者の視点や現段階の主要な改正の論点は、建国後の年数経過による退職者増加による直接的・可視的な問題状況への対応が先行し、高齢化に伴う必然的な保険財政難の深刻化原因の鍵を握る保険制度の費用の公私負担割合、給付水準の適性化問題等への理論的な関心はようやく深まりつつある。上海大学から出版される雑誌『社会』（1986年第1期号）は珍しく特集を組み、「企業の社会的負担」という共通テーマを論じたが、労働保険の制度の根幹にメスを入れられようとしていることを物語る。

旧来の労働保険費用は国と企業が全額負担していたが、それは政治が経済に優越する時代にのみ容認される制度であった。建国後30年を経て、第一に政治経済学の転換により効率優先型社会に参入したことで、第二に高齢化の進展に伴う社会保障費の膨脹により、この国でも“生産 and/or福祉”というアポリアがついに浮上するに至った。中国社会主義はそれに対していかなる回答

を出すのであろうか？社会保障論のみならず社会体制論の立場からも興味深い選択が、今この国でなされつつある。

4. 人口問題、家族政策と 社会保障制度

経済と社会とが、社会主義計画原理に基づいて運営されるこの国では、人口も国家計画の対象となる。この国では建国後まもない時期に人口政策上で大失策を犯したが(17)、その報いとして、人口が10億人を超えた一方で、人口問題全般に対する敏感さをも獲得した。こうした経緯を経て、今日の人口問題の中心を占める人口の増加と高齢化に対して国を挙げての対策が練られている。この二種類の人口対策が戦略的な拠点としての家族を通して実施されるとき、社会保障制度にいかなる方向性を付与するかを分析してみよう。

中国語で「計画生育」と呼ばれる人口政策は、それが婚姻・出産分野に登場すると家族政策に転化する。この「計画生育」は、往々にして矮小化され、現時点での具体的施策にすぎない「一人っ子政策」と同一のものという誤解を招いている。そこで、こうした人口と家族に関わる重要政策に対する表面的な解釈を回避するために、また、中国の社会保障制度改革が直面する人口問題を良く理解するために、まず次の二点を確認しておこう。

その第一点は、近代化の阻害要因となる巨大な人口の存在とその増加傾向である。これについては、日本の経済学者の一人が

次のように端的に指摘している：「発展途上にある中国にとっての人口問題とは、資本蓄積と農業生産力の発展に比べ相対的に過剰な人口をいかに抑制するか、ということにはかならない。従って、その場合の議論は著しくマルサスのたらざるをえない。マルクス主義にとってはいわば不倶戴天の敵であるが、発展途上の社会主義経済においてマルサス的な人口抑制政策がとられるのは、歴史の皮肉である」(18)。

実際、10億6008万の人口(1986年末現在)を抱えた農業立国にして、人口密度は世界平均の3倍、一人当たり耕地面積は世界平均のわずか三分の一にすぎず、しかもその多くは3千年近くにわたる耕作により疲弊している。低い農業生産力しかなく、近代化の初期には西欧列強の半植民地となり、建国前の10数年間には日本の侵略を受けて、遅れて工業化に参入したこの国にとって、それを実現しようとする限り、平均教育水準も低いこの10億という人口規模が過剰であるというのに反論する社会学者は少ないであろう。

しかも伝統的な高婚姻率、多産に親和的な産業構造の存続や社会主義政権による人口抑制機構(病気、災害、戦争)の除去といった人口自然増加要因群が、近代化に伴う出生率低下の効果を帳消しにしてしまう。確かに70年代には高出生・高死亡から低出生・低死亡への人口転換を達成したが(19)、それは人口抑制政策なくしては不可能であった。しかも社会主義国にマルサス的な人口問題は不在であるという非化学的な認識から、一時期多産奨励のイテオロジーが闊歩

し、その時のベビー・ブームに起因する人口学的な後遺症さえかかえている(20)。10億の人口を擁し、低水準の資本蓄積と生産力にして、社会主義的な平等分配を实践しようとするこの国では、人口問題に対するマルクス理論にそった長年の政策——失業対策、農村経済振興、人口の都市集中抑制——にも拘わらず大きな成果は得られず、問題状況が皮肉にもマルサスの図式に近いことが実証されたのである。

第二点は「計画生育」概念の定義を試みる中で明らかとなろう。「計画生育」は日本の専門家の間で普通「計画出産」と訳されている(21)。この訳語が、日本語の「産児制限」概念とも「家族計画」概念とも区別されるべきであるとして捻出された論拠をここで整理しておこう。即ち中国の「計画生育」概念は次のような特徴を持っているのである。

第1に、人口規模及び出生率は、長期的な国家計画を策定する際の重要な要素である。「計画生育」の実行は国民の義務であるとして憲法(第49条)にも規定されて、家族政策の中核を占める。第2に、将来人口のシミュレーションから、今世紀末の人口規模を12億にとどめるという目標を設定した。当面の人口政策は総てこの目標に従属し、「一人っ子政策」が暫定的な措置として採用された(22)。第3に、「計画生育」の現代的課題は人口抑制と人口素質の向上とである。「一人っ子政策」は1978年に開始し特に81年以来強化された。「晩婚・晩産・少産・稀産」をスローガンに、優生を原則に、母体と乳幼児の健康増進とタイアッ

プしたキャンペーンが強力に展開されている。

従って、一人っ子政策にまで先鋭化した産児制限は「計画生育」の一部であり、今日的で暫定的な施策であるにすぎない。換言すれば「計画生育」は、“多産奨励”をも排除しないという論理を持つ点で「産児制限(birth control)」とは本質的に異なる。また「家族計画(family planning)」と比較した場合、産児数や出産間隔を自己決定するという面では同質であるが、その第一義的な決定主体が国家であって個々の家族ではないという点において「家族計画」とも異なる。さらには一見、今日多くの発展途上国で推進される人口抑制政策に近似しているが、社会主義システムを通して国民の経済社会水準の向上と生活保障問題の解決を図りながら推進されている点に、この国の独自性がある。

こうした性質を持つ「計画生育」が強力に進められることで、社会保障制度改革の最重点課題の一つが必然的に浮かび上がってくる。すなわち老後の経済生活面で制度的保障外に放置された8億農民と近年増加する都鄙の個人経営者のための年金制度の早期確立論と、「五保戸」という生活保護世帯の中核を占める生活困窮老人対策の充実論とである。老後の生活保障を子供による私的扶養に全面的に依拠せざるを得ないという構造——「養児防老」と中国人は呼び習わしてきた——が多産の重要な動機の一つであり、そうした社会経済条件の改善によって出生率を低下させることが画策されるのである(23)。

今日、こうした無年金者救済対策は緒についたばかりで模索中であり、「退休金」や被保険者が保険料一部を自己負担する年金制度が試験的に試みられ、同時に民間の保険会社の介在する各種養老保険の併存、そして直系親族の扶養義務の強化をも並行させた多岐的な多層方式に立脚する経済保障の道が探られている。

たとえば、1983年に公布された「農村人民公社工作条例（試行草案）」は「条件を備えた基本核算単位は養老金制度を実施してもよい：男65歳、女60歳の人民公社員で月10～15元、多くて20元」と規定している。が、注目されるのは「実施しても良い」にすぎず、実際のところ実施しているのは、都市近郊などの一部の裕福な村に限定されており、受給者は1985年現在で約80万人にすぎない。65歳以上の農村人口4000万の数にはほど遠いといわざるをえまい。財源を欠く経済後進地区の一部では、財政問題解決のために被保険者負担に因る拠出金制度や、一人っ子に支給される保健費を養老保険基金に転用することも検討されている(24)。また、都市の個人経営者層の間でも養老年金保険が試験的に始められたが、いずれも長期的な展望を持つ経済保障制度の雛型を模索している段階である。年金基金の貧困、所得水準の低さと掛け金制度に対する心理的な抵抗、経営にあたる金融機関や監督官庁の未経験と混乱など、初歩的な問題状況が山積しているのが現状である。

なお、この「計画生育」政策の一貫として、その実行者に対して各種の一人っ子手当（健康保険費支給、医療費、教育費免除

など）が支給されているが、日本などの児童手当に相当するものとみれよう。しかし、人口及び労働力増加の頭打ちに悩み、出産奨励手当という動機をもった先進工業国の児童手当の支給に比べて、適用対象が対極的である——計画出産超過の児童に対しては反対に罰金など経済的なサンクションも賦課される——の点にも現代中国の人口問題が反映されている。

もう一つの人口問題の高齢化は、発展途上にある中国でも工業化に伴い容赦なく進んでいる。それを「一人っ子政策」が加速することになるのは誰もが認識している。厳密な産児制限の推進と高齢化対策という矛盾する二つの政策の並行というジレンマに対して、当の中国人はどのように考えるのか？1987年3月29日に上海社会科学院の社会学与人口学研究所で、6人の老人問題専門家と2時間余り会談する機会があったが、その折に、筆者は「高齢化促進の最大要因としての一人っ子政策をどう考えるか？」との質問を発した。「人口問題解決の根本は人口抑制であり、これが先決である」との一致した回答を得たが、それは中国の政策担当者のコンセンサスを代弁したものでもある。

それにしても、中国の人口高齢化の切迫性もかなりの水準に達している。その証拠となる数値を若干挙げておこう。1982年7月1日に実施された第三回センサスの結果、65歳以上の老齢人口の比率は4.91%であることが判明し、推計によれば西暦2000年には7.96%に達する。ちなみに高齢化の最先進地区でもある上海市の場合、その数値は

7.43%（1982年）と12.84%（2000年）である(25)。日本の場合、その同水準の比率は1950年が4.9%で、7.9%に達したのは25年後の1975年である。即ち、世界に例を見ない猛スピードの高齢化を経験する先進工業国日本を上回る高速の高齢化が、発展途上のこの国で今まさに展開しているのである。「一人っ子政策」という人類史上未知の因子に起因する人口構成上の奇形的な発展と影響を予測して、上海を先頭に全国化する高齢化に付随する問題状況について、経済・社会・環境・医療・福祉などの多方面から対応策が検討され始めたのである。

人口に膾炙した中国語のスローガンに、「老有所養，老有所用，老有所学，老有所楽，老有所医」というのがある。老いては扶養され、用いられ、学び、楽しみ、医療の恩恵にも浴することができるという意味で、老人の社会保障の理想・目標を一括したものである。しかし、旧来の社会保障制度の未発達のために、出生地と職場単位という二つの基準によって、社会保障水準に大きな格差があることは上で触れたが、こうした格差の構造は、未発達で未分化な老人対策全般にも妥当する。

また、全面的な援助を必要とする身寄りの無い老人もいるが、彼らは「五保戸（扶養者がなく生活に困窮し、食・衣・住・医療・葬儀を集団から供給される老人世帯）」と呼ばれてその救済は早くから制度化されていた。彼らに対しては専用施設「敬老院」に収容したり、独居老人に対しては金銭的援助や生活面での援助の方法があるが、施設の絶対数が少ないとか、経済改革の柱と

なった生産責任制の導入後、集団福祉水準全般が低下して、一部農村では「五保戸」老人の社会保障の弱体化が生じていることが指摘されている(26)。

これが例証となるように、生産責任制の導入が家族経営の復活と、ひいては政治・経済・社会合一のシステムたる人民公社の解体をもたらし、農村経済の成長・富裕化の過程で社会保障面での集団体制の希薄化が生じた。半面、農村社会構造に於ける家族集団の復権と福祉機能を含めた家族機能の回復でもあり、社会保障政策担当者からは“含み資産”として期待されているのも事実である。こうした社会関係をうまく利用しながら、社会保障の領域と適用者の拡張、保障水準の高度化を目指して、新しい社会保障制度をいかに確立するかが現代的課題なのである。

高齢化は工業化と同様に都市部が先行している。中国では、「都市高齢化とその対策」は「社会保障問題」と並んで、社会学研究分野における「第七次五箇年計画期間中の13の国家重点課題」の一つに挙げられているほどである。老年保障は社会保障の重要な位置を占め、その体質を一面から反映している。中国は生産力も低く、社会保障の面で“含み資産”としての家族やその他の集団・社会関係に寄せられる期待の大きさは、日本の比ではない。最後に、これらの社会保障セクターに着目して、中国の社会保障制度の指向する方向を分析しておこう。

5. 結びにかえて

中国の現行の社会保障制度の概要、その改革の論点及びその社会的な背景は以上のとおりである。日本で1961年に国民皆年金・皆保険が導入され、その後の社会保障制度の急速な拡充が、70年代前半まで続いた高度経済成長によって財政上支えられたことに鑑みると、10億の人口を抱え発展途上にあるこの国の社会保障制度の充実が、いかに前途多難であるかは容易に察しがつく。

資本蓄積が低く社会保障財源に窮するこの国では、かくして、中国的な社会保障システム確立の重要なセクターとしての家族に、現実的・第一義的な関心が集まるのである。そうした筆頭は上海大学社会学部の研究者達である。その一人袁緝輝教授は特に老人問題研究者・立案者としての立場から、経済・日常生活・精神にまたがる総合的な扶養の観点からはっきりと「三世代家族」を奨励している(27)。彼の主張の中では確かに、人口密度が極度に高く(1985年現在で、約700万人が暮らす上海市街地で、人口密度は19,889人/1平方キロメートル)高齢化の最先端を行く上海市の現状認識によって、危機感が増幅されているかも知れない。がそれでも、彼の立論が根拠とする高齢人口の絶対数の増加、高齢化の進展、国民皆年金制度確立や老人福祉施設の充実などのための社会保障財源の貧困、住宅不足といった問題状況は全て中国社会の共有するところであり一般性があり、現実的で極めて説得力に富んだ発想なのである。

社会保障体制の弱点を補うシステムとし

てのこうした家族の復権に対して、「中国の良き伝統の継承であり、資本主義国に対する社会主義中国の優越性」という定型化したレトリックがしばしば使われる。しかし優越性の根拠が、封建体制——現体制の重要な克服目標の一つである——の堡壘でもあった伝統的家族生活に依存せざるを得ないというのは、何とも皮肉に響くではないか。がしかし本当に伝統的なのであろうか?こうした無反省に使用される“伝統性”の中身は、実は近代的な装備をまとい、近代化の過程にある社会と構造的な親和性を持つという点で極めて合理的であり、その意味では極めて近代的な制度なのである。

たとえば、その根拠の一つは老人関係法に求められる。憲法や婚姻法は一般的な準則の域を出ないが子供の親に対する扶養義務を明記する。また、刑法は「老人扶養義務の保持者にして扶養を拒絶した者に5年以内の懲役、禁固や保護監察処分」(第183条)を定め、また相続法は、血縁の有無に拘わらず被相続人に対する扶養の程度が相続権の発生・消滅理由となることを明確に認めているのである(第12, 13, 14条)(28)。換言すれば、財産相続を通して扶養者に対する経済的な反対給付の道を設けるなど、法律的な正負のサンクションが家族を主とした老人の私的扶養をガードしている。

また、一人っ子政策との兼ね合いから、老後の扶養の心配を除去することを目的として、一部の農村——農民は基本的には無年金である——では老人扶養契約書を被扶養者と扶養義務者との間で取り交わす試みが始まった(29)。しかし、これは契約性社会

の産物であり伝統的な精神構造から大きく逸脱したものである。こうした契約書が交わされること自体、実は、伝統的な家族関係の崩壊を傍証したものと理解できる。

家族集団は日本でも社会保障の“含み資産”として行政的な関心が寄せられているが、社会保障や福祉機能において、日本以上に戦略上重要な位置にある中国の家族も、その実態は中国人自身の主張とは裏腹に“伝統的”段階をすでに脱却しているのである。しばしば先進国の社会政策家を羨望させる中国の三世代同居家族は、決して伝統だけに依存したものではなく、社会保障の重要なセクターとしての機能をはたせるよう現代の社会主義政権の手で様々な制度によって支えられているのである。

ただ、中国の都市家族も近代化の度合いは進んでいる。たとえ住宅難などの外的な理由から三世代同居を強いられても、その価値観や行動様式はもはや伝統的家族制度下のそれではない。経済体制改革が促進する社会移動率の上昇や家族成員間の異質性の増大など、近代化に必然的に付随する社会学的な諸現象が出現するはずだが、家族への依存体制は、それでも現実的な対策なのであろうか？あるいは、行政的・社会的・道徳的に奨励される三世代同居が、はたして“不幸な同居”を強制することにはならないのだろうか？中国人の研究はこうした疑問に答えてはくれない。今後の事態の展開に興味を引かれると同時に、社会変動論や家族をとりまく近隣集団の福祉機能の分担なども含めた集団論的視点を導入して研究の理論枠の拡大が必要であらう(30)。

今日、老人対策の中でも、経済効率性の重視という「第七次五箇年計画」の原則がしばしば引用されて、国家支出の増加を戒める論調が強い。中国は自国の経済的・社会的な条件を前提として、自国の“含み資産”を発掘・活用していかなる“中国的な特徴を備えた社会保障システム”をうちたてていくのだろうか？高齢化の先進国たる日本にとっても理論的・実践的に興味深い実験が進められているのである。

注

- (1) 「第7次5箇年計画」関連の文献は以下に掲載されている：『北京週報』、1985年10月8日号、及び『中華人民共和国第6期全国人民代表大会第4回会議主要文献』外文出版社、1986年。また国家計画委員会の一部の委員が編集した『“七五”計画講話』には、立案者の立場から社会保障についても解説がなされている（房維中等編、人民出版社、1986年、pp324～336）。
- (2) 社会保障制度改革の背景にある中国現代史の転換は、文化大革命の収拾を契機としており、それについてはジャーナリストの目が鋭敏に捕らえている：辻康吾『転換期の中国』岩波新書239、1983年参照。
- (3) 1985年になり初めて使われるようになったという指摘がある（袁紹輝「中国老年社会保障体系的改革」『老年学国際交流論文』pp1、1986年5月21日の発言）。以前に福武直の論文が中国で翻訳された際「社会保障」概念がそのまま中国語として使用された（「日本の社会和社会保障」『社会』1982年第1期掲載）ことを考え合わせると、他の多くの学術用語と同様に日本語の転用ではないかと推察する。
- (4) 国家統計局社会統計司編『中国社会統計資料』中国統計出版社、1985年、pp134。今日では、社会保障論のなかでは「労働保険」の代わりに「社会保険」という概念が使われ始めている。しかし、そこでの論者のおもな関心は被備者であり必ずしも農民が含まれないこと、また、農民の年金制度が豊かな地区で局所的に試験的に始まったばかり

で初歩的なものであり、農民の“医療保険”にしても低水準でその経費が社会福祉費に計上されている現在『社会保険』の実体はまだなく、この統計上の分類の方が中国の現在の社会保障制度の実態をよく反映しているといえよう。なお、「国民収入」は国民所得に近いが同じではない。このタムについては国家統計局編『中国統計年鑑』巻末の統計指標の解説及び、香西泰「中国国民経済計算の検討」（宇沢弘文他編『中国経済あすへの課題』東洋経済新報社1984年所収）に詳しい。

- (5) 社会保障のこの四部門の中身については、国家統計局社会統計司編、上掲書、第6章「労働保険与社会福祉」、房維中編、上掲書、pp324、及び光岡玄「中国の社会保障」『中国研究月報』社団法人中国研究所、1961年参照のこと。特に労働保険については、日中経済専門家共同編集『現代中国経済事典（日本語版）』東洋経済新報社、1982年、pp716～720、及び日本労働協会編『中国労働事情』日本労働協会、1987年第4章が詳しい。後者には、項目・給付基準・適用範囲・費用の出所が一覧表にして整理されている。
- (6) 丁水木「現行戸籍管理制度初議」『社会』上海大学文学院《社会》編集部、1987年第1期掲載pp19。また中国の独自の戸籍制度については、田嶋俊雄「戸口制度および都市人口・農村人口の区分について」（『中国人口統計研究論集』財団法人日本統計協会、1984年掲載）参照のこと。
- (7) 注4でふれた社会保障の4部門の1983年度合計支出額の57.5%は労働保険給付に充当されるが、これは全就業者の23%にすぎない被備者に適用されるだけである。また、労働保険の中核は「退休金」と呼ばれる年金と医療保険であるが、医療は全額免除、年金は定年退職時給与の60～100%と高水準である。普遍的な年金制度、医療保険制度はなく、人口の8割を占める農民は無年金者であり、「合作医療」には各集団の財政に応じた格差や給付額に限界があり、また医療水準もきわめて低い。都市と農村とは人口比率は2対8にもかかわらず、たとえば「社会救济費用」のそれは3対4であり、老人ホームへの収容人数は都市4万人、農村17万人であり、1000人当たりのベッド数は4.84対1.48また医師数は3.71人对0.82人のである。社会保障全般の水準が低い上に、都鄙間に歴然とした格差があるのである（国家統計局社会統計司編『上掲書』1985年、及び『中国統計年鑑』1984

年 pp519など関係項目参照）。

- (8) 「退休」すなわち定年退職の年齢は、1951年の「保険条例」で男子職員・労働者満60歳、女子職員満55歳、女子労働者満50歳とされ、平均寿命の延びた今日も大きな変化は無い。ただ、最近、女子の幹部などに対しては60歳までの定年延長が党の中央書記局で決定されたという。「退休金」額は就業年数と貢献度に基づいて計算され、その給付水準は1978年の4回目の改定で本人の元の給与の60～90%に引き上げられた。なお、「労働模範」など仕事への貢献の大きいものには100%が支給される。また、革命戦争に参加した幹部には「離休」が適用され、100%～120%が支給される。また物価上昇に対する補助金が1985年5月以来全退職者に支給され始めた。企業の「退休金」は営業外支出に計上され個人負担分はなく、給付は初めは中国总工会（労働組合の全国中央組織）の統一管理下にあったが文革中に工会の機能停止に伴い、現在では個々の企業が給付を含め全面的に管理しており、多くの問題が噴出し始めている（楊繼明「我国老年社会保険制度的歴史沿革和改革方向」『社会学研究』1987年第1期、及び、日本労働協会編、上掲書、1987年第4章参照のこと）。
- (9) 国家統計局社会統計司編『前掲書』1985年、pp126。
- (10) その代表は陳良瑾「社会発展規制与社会保障功能」（中国社会科学院『社会学研究』1987年第1期掲載）、及び房維中編、上掲書、第26章「發展社会保障体系」であろう。
- (11) 浜勝彦『鄧小平時代の中国経済』亜紀書房1987年、第三章参照。「拡権10条」の正式名称は「国営企業の自主権を一段と拡大することに関する暫定規定」というものである。自主権拡大に関する従来の5つの規定に基づいて行われた各地での実験を踏まえて、適用範囲を全国の国営企業へと全面拡大した点に特徴がある。また「企業長責任制」は党委員会の指導を排除し、企業委員会の集団決定に立つ企業長の全権指揮体制を固めた。また「政企分離」は、市場調節の部分的導入の下で、企業の独立採算、損益自己負担を認め、商品生産者としての企業の政府機関からの自立を促すものである。また、企業の独立を財政面から肩入れするために、「利潤上納制」を完全に廃止して「納税制」へ転換させた。
- (12) 労働制度改革の詳細については以下の論文・資

- 料にゆずる。鎌田文彦「労働制度改革について」『労働協会雑誌』1986年12月号pp64～67、及び小嶋正己「近代化路線と労働政策のゆくえ——契約制労働者の制度化をめぐる——」『労働協会雑誌』1987年2・3月号pp65～69参照のこと。また関係規定も訳出されている：鎌田文彦「労働制度改革に関する4つの暫定規定」『同誌』1987年6月号、pp62～67。
- (13) 『中国社会統計資料』1985年、pp123。
- (14) 袁緝輝「中国老年社会保障体系的改革」1986年5月21日 pp3。
- (15) 陳如鳳「知青合作社実行養老、医療社会保険的情况調査」『社会』1984年第2期、『“七五”計画講話』、『社会主義保険学』編写組『社会主義保険学』中国金融出版社、1986年。
- (16) 1983年の場合で年金58.2%；医療費38.9%で78年はそれぞれ33.6%と61.4%で年金の比率が上昇している『中国社会統計資料』 pp123。また桂世助「人口老齡化と改革医療収費办法」（『社会』上海大学文学院、1987年第4期掲載）はこの問題に理論的な批判を加えている。また、仲実「医療不正之風的情况調査」（『社会』1982年第3期掲載）によれば、医療保障が交換価値を持ち、医療費用の膨脹の一因は医療関係者の構造的汚職にもあるらしい。
- (17) それは「錯批一個、誤増三億」という中国語に象徴される大失策である。すなわち、当時北京大学学長で人口抑制論の指導的な立場にあった経済学者の馬寅初を失脚させて、その結果、20年間で3億もの人口増加を招いたことを意味している。
- (18) 田島俊雄「人口問題からみた中国経済」『経済セミナー』No. 330、1982年掲載、pp62。
- (19) 王勝今著、黒田俊夫監修『中国人口増加の分析』1985年、時潮社、第2部参照。
- (20) 中国の人口問題について多方面からの議論をまとめ整理したものに、若林敬子編集・解説『現代のエスプリ・中国の人口』No. 190（1983年、至文堂）があり、現代中国の人口史上の大失敗も分析してある。
- (21) 「計画生育」の訳語としての「計画出産」概念の使用の嚆矢は『中国10億の人口問題』（江川日与志・小林幹夫訳、日中出版、1979年）である。しかし、その後も筆者が試みたような概念整理はまだ本格的にはなされていない。
- (22) 一人っ子政策が暫定的な措置であること、また少数民族、危険性の大きい特殊な職業従事者、病気による障害児の出産者など、条件付きで第2子の出産を認めている。また一人っ子のカップルに第2子出産を認めるなど若干の緩和が見られる。
- (23) この問題を同じような角度から論じたものに、次の論文が有る。鄭桂珍「膽老尊老是控正農村人口的战略措置」『社会』1983年第2期掲載。及びDeborah D. Friedmann “Old Age Security and the One-child Campaign” in *Chinas One-child, Family Policy*, edited by E. Croll etc., The Macmillan Press LTD, 1985. また福武直によればこうした構造は戦前の欧米の研究者により広く「養老保険」として理解されていたらしい。（福武直『中国農村社会の構造』著作集第9巻東京大学出版会、1976年、pp109及びpp296）
- (24) 胡方「建立城鎮体労働者和農民養老金制度初議」『老齡問題研究資料』第35、pp2。及び劉慶相「發展農村計画養老事業的幾個問題」『人口与經濟』1985年、第2期、pp24。
- (25) 陶立群（整理）「关于人口老齡化的研究資料」中国老齡問題全国委員会秘書処『老齡問題研究資料』第15期、1984年5月、pp22。また上海市についてのデータは張開敏・陳先准「經濟發展与人口老年化」『老年学国際交流論文』1986年5月、pp11及びpp14。なお1985年末の老齡人口比率は8.31%である（張開敏「“六五”期間的上海人口」上海人口情報センター『人口信息』1986年6月、第2期）。高齡化の速度は異常に速いことがわかる。また、雇用者の大半が、女55歳また男60歳で退職し再就職の道は閉ざされているという条件から、中国社会で実質性を持つ老齡人口として使われる60歳以上の人口比率は、1982年が7.42%で西暦2000年には10.41%に達すると見られている。
- (26) 邵思新・張維船「建立和完善農村社会保障体系的探討」『福建論壇（經濟社会版）』1986年第11期、pp50。
- (27) 袁緝輝「從战略高度研究老年問題」『社会』1984年第1期掲載。
- (28) 徐勤「中外老年法的建立与發展」『老齡問題研究資料』中国老齡問題全国委員会办公室、1986年9月 pp16～17。
- (29) 若林敬子「中国人口政策の新動向」『アジア人口と開発』アジア人口開発協会、1987年6月にその紹介がある。また本稿が触れなかった「包護組」

論文

と呼ばれる近隣互助システムも紹介されている。

(30) 家族の近代的類型としての夫婦家族化が中国の都市部でも進んでいることについては、拙稿「現代中国家族変動研究序説」『アジア研究』アジア政経学会、第33巻第3・4号、1987年3月掲載参照のこと。なお劉炳福「家庭結構和老年贍養問題（上海市老年学学会秘書組編『老年学文集』1986年所収）は、実態調査の結果に基づいて直系家族率が高いことから、核家族化に疑問を呈し、三世

代同居による老人扶養の奨励に客観的根拠があることとしているが、“核家族化”概念を使用したことで認識の射程が狭くなっている。この問題に関しては、また家族社会学の観点から論争を挑む用意がある。

（付記 本稿は「昭和61年度文部省科学研究費補助金による研究成果」の一部である。）